

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アクアソリューションイニシアチブ・オブ・アジア

三 代表者の氏名

長谷部 治 孝

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都新宿区新宿一丁目九番四号

（変更後）埼玉県入間郡越生町大字越生千十二・一

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア地域に居住する人々に対して、水問題に関する事業を行い、地域の環境福祉に寄与することを目的とする。